

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第63号	
事故等名	押船親龍3被押バージバクシン乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月30日10時10分ごろ	
発生場所	広島県尾道系崎港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月19日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有会社担当者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 親龍3 69トン	
船舶番号	132253	
船舶所有者等	親力海運株式会社	
船種・船名・総トン数	B バージ バクシン 約1,589トン(50m×20m×4.5m)	
船舶番号(IMO番号)	なし	
船舶所有者等	親力海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
	B	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B	
損傷	A 推進器曲損	
	B なし	
事故等の経過	A船は、B船を押して広島県尾道系崎港にて、覆砂投入作業のため、B船船首を左舷に回頭中、平成20年8月30日10時10分ごろ、A船の船尾船底付近に衝撃を感じた。直ちに船体各部点検したが異常なかったので作業を続行した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、浅所に接近しないよう、余裕のある水域で操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	